

## 第11節 不利益処分審査請求事件 及び損害賠償請求事件

### (1) 不利益処分審査請求事件

平成13年3月31日現在、県人事委員会に不利益処分審査請求事件として係属中のものは7件であり、その概要及び進行状況等は下表のとおりである。

請求事件名	請求年月日	請求の内容	請求者	備考
懲戒処分取消請求事件	昭48. 5.28	昭47.5.19の日教組統一行動に係る昭48.3.31付懲戒処分についてその取消を請求	県立学校職員 53名	準備手続中
同上	昭49. 3.30	昭48.4.27の日教組統一行動に係る昭49.1.24付懲戒処分についてその取消を請求	小・中学校職員 66名	同上
同上	昭50. 4.24	昭49.4.11同4.13ストに係る昭50.2.22付懲戒処分についてその取消を請求	県立学校教職員 77名 82名	同上
同上	昭52. 5. 9	昭50.12.10、51.3.9、51.4.20ストに係る昭52.3.31付懲戒処分についてその取消を請求	小・中・県立学校教職員 45名	同上
同上	昭57. 4.12	昭56.11.25のストに係る昭57.3.20付懲戒処分についてその取消を請求	小・中学校職員 39名	同上
同上	昭58. 7.28	昭57.12.16のストに係る昭58.7.20付懲戒処分についてその取消を請求	小・中学校職員 40名	同上
同上	昭60. 3.29	昭59.10.26のストに係る昭60.3.20付懲戒処分についてその取消を請求	小・中学校職員 61名	同上

### (2) 損害賠償請求事件

下記事件について、東京地方裁判所は平成12年8月25日に原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、同年9月12日に同判決が確定した。

なお、平成13年3月31日現在、裁判所に継続中の事件はない。

事件名	提訴年月日	事件の内容	当事者	備考
国家賠償等請求事件 (東京地裁平成6年 (ワ)第18337号)	平 6. 9.14	原告が郡山市内に計画した宅地造成事業に係る埋蔵文化財の発掘調査について、原告の費用負担には法的根拠がなく、郡山市に負担を強制されたものであり、同市を指導する国、県も共同不法行為による連帯責任を負うとして、4億643万円余を請求したもの	原告 (株)都市工学研究所 被告 国、福島県、 郡山市、(財)郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団	